

回 覧

令和 3年10月14日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久保 弘志

高齢者に対するインフルエンザ予防接種費助成事業の実施について

日頃より、本町における保健事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年実施しております高齢者のインフルエンザ予防接種費助成事業を、下記のとおり実施いたしますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 実施期間 令和 3年10月12日(火)～令和 4年1月末日 ※祝日除く

実施日	火曜日	木曜日
時 間	15:00 ～15:45	15:00 ～15:45

※接種日については、予約申込時に病院に確認してください。

※内科診察予約のある方は、上記以外でも内科診察時に接種可能です。

2. 実施場所 小清水赤十字病院

3. 対象者 本町の住民で、次のいずれかに該当する方
①接種日において65歳以上の方
②接種日において60歳以上65歳未満で、心臓や腎臓、呼吸器などに重い障がい
を有する方(厚生労働省令で定める方)

4. 予防接種料金 個人負担金はありません。
※接種費用の全額を町が助成します。

5. 申込等 電話にて予約申し込みしてください。(接種を希望する1週間前までに)
小清水赤十字病院 電話62-2121

6. その他 予防接種予診票については、接種時に病院での記入となります。
事前に記入を希望の方は、小清水赤十字病院または、役場保健福祉課の窓口にも用意しておりますので、ご使用ください。

※対象者のうち、町外の医療機関等に入院入所している方や、重い障がい等により、町外医療機関の主治医の元での接種が必要と認められる方は、役場 保健福祉課 健康推進係までご連絡ください。(一部公費負担扱いにならない場合があります。)

インフルエンザに関するお問い合わせは、役場 保健福祉課 健康推進係 まで
電話 62-4480 (係直通)

裏面もご覧ください→

●予防接種を受ける際にご理解いただきたいこと

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、この内容をよく理解しましょう。

気にかかることやわからないことがあれば、接種前に担当の医師や看護師、役場保健福祉課健康推進係にお問い合わせください。

インフルエンザ予防接種は、接種を受ける義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみ予防接種を行いますので、十分に納得してから、接種を受けてください。

認知症状等があって、最終的に御本人の意思確認ができなかった時には、予防接種法に基づく接種を受けることができません。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ①接種日に明らかに発熱（37.5度以上）のある方
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③インフルエンザワクチンの接種液の成分によって、アナフィラキシーショック^(※)を起こしたことがある方
※アナフィラキシーショックとは、通常接種後約30分以内に起こる激しいアレルギー反応のことです。
- ④インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発しん等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤過去に免疫不全の診断がなされている方
- ⑥その他、医師が不適切な状態と診断した方

(3) 予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等基礎疾患を有することが明らかな方
- ②過去にけいれんの既往のある方
- ③インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることもあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、いつもどおりの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

●インフルエンザ予防接種の副反応

- ・ 予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることがあります。
- ・ 予防接種後の注射の跡が赤みを帯びたり、はれたり、痛んだり、また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることがあります。
通常2～3日で治ります。
- ・ 急性脳症、けいれん、肝機能障害、喘息発作等の報告があるほか、非常にまれですがショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。
- ・ 予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などの症状が現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。
- ・ その他、わからないことがある場合、役場 保健福祉課 健康推進係へお問い合わせください。